

食糧生産地域における富農層の形成と国家権力

— インドの農業問題試論 —

むね うち みのる
大 内 穂

はしがき

- I 独立前後の時期のインド国民会議派の階級的基盤と農業綱領
- II 第1次土地改革と富農層形成
- III 新農業政策の展開
- IV 新戦略と農村構造へのインパクト
- V 二つの型の富農層
- VI 新たな農村内緊張
- VII 展望——結びにかえて——

は し が き

1. 独立インドの農業問題は、1970年にいたるまで、およそ二つの局面を通じて顕在化してきた(注1)。

その第1は、独立後の国家建設の課題にそって、イギリスの植民地支配から受け継いだ旧い社会経済構造を改革する一環として、インドにある藩王領の統合と全インドの土地改革の必要性というかたちをとって現われた。

その第2は、増大する人口に対して食糧を確保するために、食糧穀物生産増大の課題として現われてきた。前者は、独立直後から1950年代を通しての、後者は1960年代の主要な農業問題としてインド政府によりとりくまれてきている。

さらに、第3の局面が現われつつある。1970年代に入り、食糧穀物生産自給達成の見通しが、やや楽観的にたてられる一方、第1次土地改革のとり残してきた問題が、一層鋭く、複雑さを加えて

提示されてきた。

げんに、最近インドでも「緑の革命」と華々しくよばれる食糧生産の飛躍的上昇がみられたが、その反面においては、経済格差の増大を生み、その利益享受からとり残された下層農民の激しい土地占拠、雇用安定と賃上げ要求運動などのたかまりをみるのである。これは、しだいに大きな渦となって、農村全体をまきこみ、社会経済構造の再編をせまりつつある。

1969年末に連邦政府が招集した、土地改革に関する州首相会議、内務省提出の「現在の農村緊張の原因と性格」という報告や(注2)、計画委員会の手になる「小農開発庁」の構想など、政府は一連の対応の姿勢を示しつつはある。

以上のような現象形態をとって現われているインドの農業問題の根底には、当然のことながら、歴史的な重みをもったインドの経済構造全体の変化、それを推進する生産力の変化、それを基盤とした政治構造の対応の問題があるのであるが、本稿ではそれを詳細に論ずるゆとりはない。

2. 最近、インドの農業問題(以下、農業問題というときは、特にことわらない限りこれを指す)との関連で、富農層の形成が指摘されることが多い。

「富農層」とは何か、について議論のあるところであるが、本稿で、わたくしは雇用労働の比重の大きさ、農機具等の生産手段の資本の有機的構成の

高さ、経営規模の大きさの三つを主要な指標として、富農を、中農および小農から区別する。農村内の階級構成の面では、富農と地主、富農と農業労働者を区別するが⁽¹³⁾、本稿では、大型の手作り地主を、一応、富農のうちに含め、ときに両者を含めて上層農というよび方もとった。なお、工業的、商業的企業が農園を経営したり、退職軍人、官僚等が大型の農業経営に乗りだしたりするいわゆる「紳士農民」がインドにもみられるようになったが、これは考察のそとにおくことにする⁽¹⁴⁾。

筆者の本来の関心は、独立インドの政治権力の階級的基盤の問題であるが、本稿では、こうした問題に実証的に迫る一つの手がかりとして、富農層形成の問題を素材に選んだものである。

3. 手続きとしては、富農層といわれる階層の系譜をたどり、次に、富農層形成のメカニズムを、政治権力の利益誘導の諸政策との関連で分析し、しめくりとして、形成されつつある富農層の将来を、農業問題に対する権力の対応の仕方との関連で展望しようとするものである。

4. もとより、資料や能力上の不足のほかに、富農層形成過程の分析から、政治権力の階級的基盤の問題を考察しようとする方法のもつ限界を十分に意識するものである。しかしながら、なお、この方法のもつ相対的な有効性は、現代後進国のもつ一つの特殊性にあると考える。すなわち、その特殊性とは、独立後の緊急な生産力基盤形成の課題にたいし、民間資本および農業生産者の自然発生的な成長を待つては おられないという政治権力側の介入の必然性として現われる。有効に対処しえない場合には政権が危機にひんすることになるからである。そこに、経済の自然成長に対する政府の政策の主導性の問題がある。それゆえに、現代後進国の政治権力の階級的基盤を検討する際

には、経済政策の分析が重要な意味をもってくるのである。現代先進資本主義国では、権力の階級的基盤はかなりはっきりしているが、その階級利益の追求は、国家機関やマスコミ網を動員し、また法的手続きをふみながら「国民、あるいは国家利益のため」というスローガンやイデオロギー上の操作をおこないつつ、巧妙に迂回的方法で行なわれている。これに比べて現代後進諸国では、階級的基盤の形成が過渡的で流動的である。それ故に、権力が直接的かつ露骨に、特定階級・階層の利益誘導に、介入しがちであることは一般に認められる。

インドにおける富農層の形成にも、富農が経済過程の独自の論理から自然に発生してくる面とともに、より一層、権力、ここでは具体的にはインド国民会議派とその政府が、直接的あるいは間接的に、その形成過程に介入していることが認められるのである。その介入の具体的なあり方は、国民会議派の農業綱領や政府の農業政策の分析の中で明らかになるであろう。

介入によりどの階級あるいは階層に利益が一番帰属したか。その利益の帰属を目安にして政治権力の階級的基盤、あるいはその移動がしだいに明らかになるであろう。なぜならここで階級とは、「政策決定者の出身層あるいは主観的意思が問題とされるのでなく、客観的に果たしている役割」が一番問題なのだからである⁽¹⁵⁾。したがって本稿では、独立後の国民会議派政府の農業政策、とくに土地改革と食糧生産増大のための政策を中心に分析し、その政策の遂行過程で生れてきた新しい問題に対して国民会議派はどう対処しようとしているのか、この対処の仕方との関連で、富農層の形成はどういう影響をうけるであろうか、という側面を明らかにしていこうとするものである。

(注1) ここでいう「農業問題」とは、すぐれて体

制的な視点にむすびついた問題である。すなわち、資本主義社会の矛盾が、農業部門において深刻な様相をおびて顕在化し、これを放置すれば体制的危機を招来する問題として、体制側に意識されるそうした種類の農業上の問題のことである。

(注2) 『東洋文化』、50・51合併号(1971年2月)に発表予定。

(注3) 農村の階級区分について、主なものとして、レーニンと毛沢東のものをあげることができる。レーニンは、「貧農に与う」(1903年)の中で、19世紀末、20世紀初頭のロシア農村の階級を、地主、富農、中農、貧農に分けた。ここで、富農というのは、「土地の買入れと借入れとにより経営面積を拡張、たくさんの馬と改良農具とをもち、農業だけでなく工業のおよび商業的活動によってもその富をふやしていき、そしてとくに重要な特性として、作男や日雇労働者を使用しているもの」をいう。これにたいして毛沢東は、「農村の階級をいかに区分するか」(1933年)の中で、半植民地中国を対象として、農村の階級を、地主、富農、中農、貧農、労働者にわけた。ここで富農とは、「一般に土地と比較的多くのすぐれた生産用具と流動資本とをもち、雇用労働者を經常的に搾取しているもの」をいう。なお、近藤康男編『農業経済研究入門』(東大出版会、1954年)第3章第1節「階級区分論」を参照のこと。

(注4) インドのいわゆる「紳士農民」の形成については以下を参照されたい。Daniel Thorner, "India's New Farms," *Statesman* (Calcutta ed.), Nov. 1~4, 1967. 古賀正則「インド農業の新しい局面(I)」(『アジア経済』、1970年6月号)。Ashok, Rudra, A. Majid and B. T. Tabib, "Big Farmers of Punjab, Some Preliminary Findings of a Sample Survey," *Economic and Political Weekly* (Sept. 27, 1969).

(注5) 大内力『農業経済学序説』(時潮社、1970年)、51ページ、注30。

I 独立前後の時期のインド国民会議派の階級的基盤と農業綱領

1. インド国民会議派が、1885年に、イギリス人でインド総督のよりの内務長官を歴任したヒューム等の指導のもとに結成されたときに、その構

成員は、地主、商人、高利貸し、新興知識層を主としていた。20世紀に入ると、インド民族解放のスローガンのもとに都市小市民、労働者、農民も参加した。バル・ガンドハル・チラクや、ガンディーの指導のもとに、国民会議派組織に多数の農民代表者が加わった。1936年に全インド農民会議(All India Kisan Congress、後に、全インド農民組合〈All India Kisan Sabha〉)の結成を国民会議派がたすけ、39年までその指導下におくことに成功した。国民会議派が近代的政党としての形を整えるのは1930年代も後半以降のことであるが、植民地の民族運動の主要な担い手として、まがりなりにもいろいろの対立矛盾をもった階級・階層を包含することに成功した。

しかし、独立運動の過程にあっても、国民会議派がその指導下にくみこみきれなかった全インド労働者農民党(All India Workers' and Peasants' Party)や、全インド農民組合の運動目標と照らしても、その指導部の「ブルジョア=地主的性格」が一つの限界をなしていたことは事実である。この限界が、1937年の選挙で成立した8州における国民会議派政府制定の小作立法の内容や、農村内の反封建民主化闘争の不徹底にも現われている。そのことの説明はA・M・メリニコフの論文^(註1)古賀正則氏の論文^(註2)にゆずるが、それに落とされた点として、独立前後の国民会議派指導部の構成メンバーの著しい変化にも注目しなければならない。すなわち、これまで反英独立運動を傍観し、あるいはそれに反対の立場をとってきた産業ブルジョア層、藩王、寄生地主層などが大挙して入党し、しかも、国民会議派の中央および地方組織の主要なポストについた事実である。

この国民会議派の新しい構成は、独立後、国民会議派の、中央および州政府の政策決定とその実

施に、とくに大きな影響を与えずにはおかなかった。国民会議派が、独立後の国家建設の方策をえがいた1931年のカラチ大会決議をはじめ、一連のみとり図を大きく修正することになるのも、その指導部の構成上の変化と無関係ではないはずである。また、1948年4月にインド政府が発表した産業政策声明では、基幹産業の国有化政策が、独立前に予定されたラインから大幅に後退した。これもそのあらわれである^(註3)。国民会議派の新しい階級的基盤は、独立後の土地改革の路線決定にも大きな影響を与えた。

2. 国民会議派は、1937年の選挙後、一連の小作法を制定したことは先に述べたが、その主なねらいは、「占有小作の立場を強化し、事実上の土地所有化をする」ことであった。1945年12月に発表された国民会議派選挙綱領ではじめてザミンダーリー制の廃止を公約した^(註4)。州議会もザミンダーリー制廃止の原則を承認する決議をおこなった。しかし、こうした公約や決議の内容は、ザミンダールや地主から、法外な地代をとられ、追立てをうけ、莫大な負債を背負って現実に生活の危機に陥っている下層農、農業労働者の直接的な要求にこたえうるものでもなく、かれらはとうぜん会議派の指導を離れ、農民運動は激化した。農民運動の激化が、産業ブルジョア層や地主層にとって革命への転化の危機としてうつったのが、インド共産党指導下に闘われたテーレンガーナー闘争であり、マラバールの激しい大規模な闘争であった。かれらは体制維持のために土地改革の実施を余儀なくされた。このさい、ザミンダール層がまずねらわれた。中間介在者の存在が、農業生産力上昇のうえでも、また国家財政収入の基礎作りのうえからも障害となり、また社会的不満の源泉になっていた。その廃止は、国民会議派なか

んづく産業ブルジョア層の代表からも提案されていた。インド・ブルジョアジーの、独立インド建設案であるボンベイ・プランの中にも、ザミンダーリー制廃止がうたわれていた。ザミンダールなどの封建的特権階級の打倒は、農村内に安定した原料・食糧供給地を確保し、工業製品市場を開拓していこうという産業ブルジョア層の意図と矛盾するものでない。さきのテーレンガーナーの農民闘争は放置すると社会主義革命闘争に転化する可能性も考えられたこと、さらに1949年には中国で、人民共和国が成立したこともあって、産業ブルジョア層にとって、農民運動への一定の譲歩がせまられた。換言すれば、政治権力は、一方に、藩王勢力、ザミンダールなど封建勢力と対抗しつつ同時に、急激な民主化を要求する下層農民・農業労働者とも対抗しつつ、農村内に資本主義的生産関係を導入していこうとした。そのために、農村内の新しい中核的生産者層をつかみ、それを育成していこうとするものであった。それはとりもなおさず独立後の空白の中で、体制の牢固な政治的支柱を築いていくことでもあった。

3. ただ、ここで注意したいのは、国民会議派の基盤が、中央レベルと州レベルとは異なり、また、それぞれ別個の原理で動いているということである。換言すれば、国民会議派の中央では、より高次元から、権力維持のためのいわば論理的な政策をうちだすとしても、州レベルでは、またそれぞれ別個の地方特有の権力構造や利害関係となまに結びついているので、中央での論理は、そのまま通りにくい。中央では、産業ブルジョア層、プチブル層の考え方が通るが、州では、より一層、地主、富農層の論理や利害が通りやすいことは十分に考えられることである。

中央では、「耕作者に土地を」というスローガ

ンをかかげ、土地保有制限をおこない、ある一定規模以上の小農層も含めた生産力の基盤整備を考え、また零細農を含む生産の協同化の路線まで打ち出し、この路線こそ現体制維持に不可欠であると考えているのに対して、地方では、地主の現存の保有地にはほとんど手をふれず、ザミンダーリー制の廃止によって、寄生地主が、手作り地主になることを期待する程度にとどまっている。

両者の構想のちがいは、インド憲法が、農業に関する管轄を州の事項にしているゆえに、重要な意味をもたざるをえなくなる。土地改革（とくに土地の保有制限について）に関する国民会議派全国委員会の決議、最高執行部（Working Committee）の指令、連邦政府食糧農業省や、計画委員会の勧告などに対する州議会、州政府の反応は、各州の事情を反映してまちまちであり、意識的にサボられたり、無視されることも多い^(註5)。

4. たんに中央と州との間のくいちがいにとどまらない。国民会議派の主導権をにぎる民族ブルジョアジー内部にも、矛盾があった。

A・M・メリニコフ^(註6)によれば、1946年の会議派の農業綱領の具体化について、「農村住民のどの層のために農地改革をおこなうか」についての対立が、独立後、表面化したという。かれは、その対立を、提示された三つの型の農業綱領のちがいとして整理する。

その第1は、民族ブルジョアジーのもっとも右の代表者たちによって出されたもので、その要旨はこうである。封建地主のもつ封建的特権だけを廃止することに賛成で、実際に封建地主階級の所有する土地の大半には手をふれないこと。そして、「土地改革よりも重要で現実的」なことは、政府が「国の生産資源の増大のために、灌漑の拡大、農業技術の改善あるいは工業の発達に注意を集中

すべきである」とするもので、この考え方は、「ビッグ・ビジネスの代表であるマニラル・ナナヴァティの演説のなかで定式化された」という。1948年の「ビルラ・プラン」^(註7)のなかにも示されている。ラジャゴパラチャリ（1948年にマウントパッテンに代って総督に就任した）、V・パテル（内相兼旧藩王国関係相）、シャム・プラサド・ムケルジー（工業相）らに代表される民族ブルジョアジー層の極右派は、この農業綱領の実現をはかった。

農業綱領の第2の型は、ゴビンド・バラプ・パント（U・P州首相で会議派右派を代表）をはじめとする連合州のザミンダーリー制廃止委員会報告起草者たちに代表される見解である。それは、『農民とザミンダールのあいだの仲介者をふくむ、国家と農業者のあいだのすべての仲介者をなくし、その土地を「農業者」にあたえる』べきだ、とする。しかし、ここでかれらのいう『「農業者」のなかには、農民だけでなく、地主＝企業主をもふくめていた』。「小農民経営は、協同組合に統合することが必要である」とした。農業に、「三つの型の経営——地主および上層農民の私的資本主義経営と、協同組合経営——が存在し、発展することが考えられていた。注目すべきことは、かれらは「現在、未来を問わず、農村貧民に有利な土地の再分配をおこなうことに反対した」。

第3の型は、会議派農業改革委員会（Congress Agrarian Reforms Committee—J・K・クマラッパ委員長）の勧告で、「仲介者の実際上の廃止、あらゆる半封建的小作の廃止、小作人からの土地取りあげの停止に賛成した」。インドにおける農業生産は、「小地主、上層農民、中農の私的資本主義企業と、生産協同組合の平行的発展」によるという考えであった。この農業綱領は、「農業生産においては主として農民経営に依拠し、地主の資本主義的大

経営の出現を阻止しようとしていた民族ブルジョア左派の見解を反映していた」という。

A・M・メリニコフは、三つの提出された農業綱領をこう整理したあとで、結局、「民族ブルジョア左派のあいだの矛盾は、会議派の公式の農業綱領の作成過程にも、またその実施にも反映していた」とする。そして農業問題についての思想闘争で、左派分子が勝利し、その綱領中に、土地保有の上限設定と過剰地 (surplus land) の農村協同組合管理を書きこませることは成功した。しかし、これらはスローガンにおわり、農地法作成のさいにはかえりみられず、クマラッパ報告じたいが、「会議派の指導機関の承認をえられなかった」ことに注目している。A・M・メリニコフは、各州の農地法は単一でなく、「民族ブルジョア左派の提出した農業綱領の基本的な型に、多かれ少なかれ完全に対応していた」としている。

A・M・メリニコフの指摘した、この民族ブルジョア左派内部の意見の対立は、さきにもみたように農業問題にたいする、中央と州、州間のとりのくみのちがいにも現れていたのである。富農層形成の条件はこれによって大きく影響をうけることになるのである。そこで、次に独立後の富農層形成の基盤ともなった第1次土地改革の成果を簡単に整理しておこう。

(注1) A. M. Мельников, Аграрное движение в Индии после достижения независимости (1947-1951), 邦訳, 辻忠夫, A・M・メリニコフ『独立後のインドの農民運動(1947-1951)』(アジア経済研究所, 1969年)。

(注2) 古賀正則「インドの農民運動と土地改革」『東洋文化』34, 1963年2月号。

(注3) 拙稿「経済法としてのインドの1948年産業政策声明」(I), (II) (『アジア経済』, 1965年6月, 1966年4月)。

(注4) H. D. Malaviya, *Land Reform in India*,

pp. 75~76.

(注5) とくに、1967年の第4次総選挙以降、若干の州が非国民会議派に押えられてからは、中央と州との間のギャップは増大しているといわれる。国民会議派が、全国を単独支配をしている間は、中央の意思は政府レベルと党組織レベルとの両面からベルトをかけたのであるが、今や、その条件が失われていきつつある。

(注6) A・M・メリニコフ, 前出, 27~35ページ。

(注7) "Agriculture in the Birla Plan," *The Eastern Economist* (July 2, 1948), pp. 27~28. メリニコフ, 前出, 28ページに引用されている。

II 第1次土地改革と富農層形成

1. 第1次土地改革とは、インド独立後の1947年から1960年頃までにかけて、各州でなされた一連の土地改革法制定とその実施をさし、1969年以降、ケーララ州、西ベンガル州を手はじめにおこなわれつつある第2次土地改革と区別する。

第1次土地改革は三つの局面をもった。

第1は、ザミーンダーリー、ジャギルダーリー等とよばれた中間介在者制の廃止、第2は、小作保護法の改正、第3は、土地保有の上限設定である。このほかに、耕地の集団化および細分化の禁止、農業生産の協同化の問題も含むが、実際の第1次土地改革の展開の中では、さほど重要な意味をもたずに終わった。注目を要するのは、第1次土地改革では、3000万人をこす農業労働者の地位の向上に関する具体的方策がほとんどみられない点である。

第1次土地改革を通ずる政府のスローガンは「耕作者に土地を」(Land to the tillers!) ということであったが、これは、先述の国民会議派農業委員会の報告の中にもられた考え方である。

2. この第1次土地改革のスローガンは、実施によってどのような成果を生んだであろうか。

(1) 中間介在者制の廃止については、これは、おもに西ベンガル、ビハール、ウッタル・プラデーシ、アッサム、オリッサ、北部マドラスなどで支配的であったザミンダーリー制地域に適用され、19世紀の末から事実上、一部寄生地主も発生していたライヤットワーリー制地域には一部法定地主を除いてはほとんど影響を与えなかった。しかも、廃止された中間介在者には、更生援助資金の供与のほかに64億1000万ルピーの多額の補償金が支払われた^(註1)。しかも、ザミンダール等の Sir, Khas, Khudkasht 地とよばれる「自己耕作地」の留保が認められた。その留保された中間介在者の「自己耕作地」面積は、6400万エーカーに及ぶといわれる^(註2)。中間介在者の廃止の結果、上層耕作農民（この中に中・小の中間介在者も含まれている）が地稅支払いについて州政府と直接関係に入ることになった。この地稅支払い方法は、ライヤットワーリー制の地稅制下のそれと同様である。約2000万人が、州政府と直接関係に入ったといわれるが、このことは、土地の所有構造に決定的な変化があったということではない。直接関係に入ることによって土地の所有権を取得したのはこの中で約20%の上層農に限られていた。しかしながら、封建的な性格の強いザミンダーリー制等の廃止は、一定の進歩的意味をもっていたことも見逃せない。旧大型法定地主のなかには、ザミンダーリー制廃止によって、完全に農村から離脱し、都市における第2次、第3次産業部門に進出するものもでてきた。また、在村旧ザミンダール層の中に、いわゆる自己耕作地のうえの小作関係を整理し自ら農業労働者を雇用し、経営に乗り出すものも現われてきた。旧中間介在者が受けとった更生援助資金および補償金の使われ方を調査した B・シンおよび S・ミシュラの論文によれば

^(註3)、ウッタルプラデーシ州の旧中間介在者のサンプル調査でみた平均受取額は、1959/60年までに、5万4373ルピーで、このうち、生産的投資（永続的な土地の改良、牡牛・乳牛の購入、農機具購入）には17.58%支出されており、現金として保持している部分が15.17%あることがわかった。同じ調査のなかで、土地改革後の旧中間介在者と小作農のエーカー当たり生産的投資の伸びを比較した結果があげられているが、1960/61年現在までをとり、ラージャスターン州をみると、中間介在者で174%、小作農で260%の伸びが認められる。以上のことは、ザミンダーリー制廃止後の旧中間介在者の動きの全体像を示すものではもちろんない。灌漑設備を整え、家畜を購入し、農機具を導入して積極的な農業経営者に転換していった層は60年代に入るまではむしろ少数で、どちらかといえば、自己耕作地上の小作農を追いたて、かわりに、法的保護をうけない弱い立場にある分益小作農、随意小作農 (tenant-at-will)、農業労働者を入れ、あるいは従来からの小作農をそういう法的地位にかえて、みずからは、労働対象、労働技術改善への投資もほとんどせず、かれらに耕作を続けさせていたのが一般的であった^(註4)と思われる。

(2) 小作保護法の制定と実施を富農層形成の基盤との関連でみると、次のような点が注目される。

小作法の内容は、(イ)耕作権の保障、(ロ)地代の引下げ、(ハ)耕作者に土地購入権の付与をねらったものであったが、結局、以上の三つの権利を保障されたのは、上層小作農（多くは、自小作農）にすぎなかった。上層小作農は、その耕地の使用の面ではすでに事実上 (de facto) 所有者に近い権利をもっていたが、小作法によって、法的な (de jure) 土地所有者に変わった。一層、その地位が安定し、農業経営改良の長期的投資への誘因が用意された。

こうして、総数約300万人、面積にして約700万エーカーが、上層小作農の手に渡った^(註5)。700万エーカーというのは、全使用耕地面積、約3億4000万エーカーの2%ほどにあたる。

一方、小作法の保護は、実際には下層農にあまり及んでいない。分益小作、随意小作である下級小作農は、1961年センサスでは、全小作農の82%を占めるが、地主との間の借地契約は主に口頭でなされた。したがって地主にとっては都合よく、いつでも追いたてられた。追いたてのむずかしいところでは、小作農が「自発的に放棄した」という方式もとられた。

全体としてみて、土地改革後、小作地面積の大幅な減少がみられる^(註6)。

注目すべきことは、第17ラウンドの国民抽出調査の時点(1961/62年)で、第1表、第2表にみるように、20エーカー以上の経営地規模以上層の借入地割合は28.3%にのぼり、このうち、純小作農による借地は12.25%になる。これによっても、大規模層の中に、かなりの借入地による経営規模拡大層があることが推定される。アーンドラ・プラデシ州海岸地域の東、西ゴダヴァリ地区、ケララ州、パンジャブ州、ハリヤナ州などにも、こうした借入地による大規模経営の小作、あるいは自小作経営が多くみられ、農業労働者を雇用し、比較的進んだ技術体系を導入するのに積極的な農民層を構成している(第3表)。農業カーストでいえば、MarathasとTellis, BhumiharsとRajputs, JatsとAhirs, MahishyasとSadgops, NayarsとTilyans, LingayatsとVokkaligas, KammasとReddis, KallansとNadarなど、地方により呼び名は異なるが、これらの中・高層カースト層が、ザミンダーリー制の廃止、小作保護法の実施によって、土地の法的な所有権、あるいは事実上そ

第1表 経営地規模別借入地分布(%)

	第8ラウンド 1953-54	第17ラウンド 1961-62
0.01~0.99	1.7	2.3
1.00~2.49	5.7	8.3
2.50~4.99	12.4	16.1
5.00~7.49	10.7	13.2
7.50~9.99	8.7	9.5
10.00~14.99	11.3	14.1
15.00~19.99	9.9	8.1
20.00~24.99	6.1	5.8
25.00~29.99	4.9	4.8
30.00~49.99	13.7	9.3
50エーカー以上	15.0	8.4
計	100.0	100.0

(出所) Dharm Narain and P. C. Joshi, "Magnitude of Agricultural Tenancy," *Economic and Political Weekly*, Vol. 4, No. 39 (September 27, 1969), p. A-140.

第2表

	自営(%)	借地(%)	混合(%)
0.49エーカー未満	78.74	11.36	9.90
0.50~0.99	74.05	6.93	19.02
1.00~2.49	75.50	4.76	19.74
2.50~4.99	74.86	4.16	20.98
5.00~7.49	75.86	3.59	20.55
7.50~9.99	77.38	4.05	18.57
10.00~12.49	78.28	6.39	15.33
12.50~14.99	79.65	4.07	16.28
15.00~19.99	80.07	4.68	15.25
20.00~24.99	81.24	4.04	14.72
25.00~29.99	79.22	2.86	17.92
30.00~49.99	81.41	3.43	15.16
50.00エーカー以上	80.23	1.92	17.85
平均	76.48	5.14	18.38

(出所) S. K. Sanyal, "Some Topics Related to Land Tenure Problems in India," *Economic Affairs*, Vol. 13, No. 5 (May 1968), p. 230. 原資料: *National Sample Survey, 17th Round*.

れに近い権利を入手した。かれらは土地の所有者であり、かつ小作農でもあるが、農業的企業心の旺盛なことは一般に認められているところである^(註7)。かれらは、土地改革の最大の利益者であったといわれる。土地改革の成果の享受にとどまらず、経済開発5カ年計画による農業およびその関連投資、灌漑、電化のための投資、コミュニティ開発計画利益の享受層でもあった。このようにし

第 3 表 (単位: %)

	自耕作		純小作		自小作	
	世帯数	面積	世帯数	面積	世帯数	面積
Punjab	51.66	51.40	13.76	9.77	34.58	38.83
Kerala	54.90	42.79	32.53	34.72	12.57	22.49
Jammu & Kashmir	58.21	53.06	7.90	7.05	33.89	39.89
Assam	62.91	65.37	15.39	9.36	21.70	25.27
West Bengal	65.64	65.05	13.34	10.18	21.02	24.77
Bihar	67.82	67.82	7.35	7.35	24.83	24.83
Mysore	70.47	67.38	10.11	4.84	19.42	27.78
Madras	76.21	78.08	10.96	6.64	12.83	15.28
All-India	76.34	77.59	7.70	4.22	15.46	18.19
Orissa	77.83	78.08	4.89	2.87	17.28	19.04
Maharashtra	78.49	77.31	7.29	3.84	14.22	18.85
Andhra Pradesh	78.98	76.68	6.28	3.68	14.74	19.64
Madhya Pradesh	80.21	80.09	5.55	3.28	14.24	16.63
Gujarat	86.54	86.67	4.07	2.62	9.39	10.71
Rajasthan	88.96	89.01	3.87	2.55	7.15	8.44
Uttar Pradesh	89.53	91.39	3.22	1.69	7.25	6.92

(注) 原資料: *National Sample Survey*, 17th Round.

てこの層の中から、富農層として成長してくる層のちほど生まれてくることになるのであり、その基盤がだいたいにおいて1950年代につくられたことを、みるのである。

(3) 土地保有の上限設定についてその成果をみると、第3次5カ年計画末までに、わずか214万エーカーが過剰地と宣言され、あるいは収用をうけたにすぎなかった^(注8)。これを、中間介在者制廃止の際に「自己耕作地」として中間介在者に保留を認めた土地面積6400万エーカーと比べると、30分の1にもみたくない。上限設定により収用された過剰地が少ないのは、なによりも上限そのものが州により18~324エーカーと高いこと、家族総保有地の制限は、アッサム、グジャラート、ケーララ、ラージャスターンの諸州を除いて、なされず、すべて個人保有地についての制限にすぎぬこと、しかも、インドはこれまで、正式な戸籍の登記がなされてこなかったから、家族構成も外部者にはわ

かりにくく、親類、友人、召使いから、牛、馬の名前まで動員した名目上の所有地分配をして登記がなされたこと、また、この法律の立法過程でいたずらに時間を浪費し、この間に、地主たちによる事前の工作を許したこと、たとえば、他人名義への偽装譲渡や、法律の適用外におかれた果樹園、漁業池、「協同組合」経営地、学校、慈善団体、寺社の土地、砂糖工場付属地などへの偽装的転化も大規模に行なわれたためであった。ここで注目すべき重要な点の一つは、「能率的に経営される農場」、すなわち農業投資の進んでいる農場には、この上限設定法の適用を除外している点である^(注9)。このため、地主が、自己耕作名義で小作農らを追いたてたあとの土地に、トラクターを導入し、また掘抜井戸などの小規模灌漑設備をあわてて設けている事実が報告されている^(注10)。この法の規定はあきらかに、農業における資本主義的関係の導入を促進することをねらったものであり、その導入の担い手層である「効率的な経営者」(富農層とだいたい一致しよう)を法的にも保護・育成することをねらったものであると解釈される。地主は、機械や灌漑設備の導入など資本主義的経営に転換する用意のあることを示すことによって、過剰地の収用を免かれえた。また、下から上昇してきた大規模農が、地主化するみちをふさいだことにもなる。

3. 以上、土地改革の成果を富農層形成との関連で要約すると、次のようになるであろう。

(1) 土地改革は全体としての農業経営構成にさほど大きな変化を与えなかった。第4表はそのことを示している。

すなわち、経営地面積25エーカー以上層の農家家計は、1953/54年から、1959/60年間に1.13%の減少をみ、その経営面積も、同期間に5.92%の減少をみたというものの、いぜんとして、約4.7%

第 4 表 経営の規模別分布と変化(農業経営地)

(単位: %)

規 模	家 計 数			経 営 面 積		
	1953—54	1959—60	増 減	1953—54	1959—60	増 減
0.50エーカー未満	11.71	10.92	-0.79	0.30	0.39	+0.09
0.50—0.99	8.01	8.50	+0.49	0.77	0.93	+0.16
1.00—2.49	19.42	21.28	+1.86	4.36	5.39	+1.03
2.50—4.99	20.86	22.26	+1.40	10.01	12.17	+2.16
5.00—7.49	12.17	11.85	-0.32	9.90	10.88	+0.98
7.50—9.99	7.56	7.00	-0.56	8.72	9.07	+0.25
10.00—14.99	7.75	7.61	-0.14	12.53	13.85	+1.32
15.00—19.99	4.33	3.67	-0.66	9.94	9.42	-0.52
20.00—24.99	2.32	2.17	-0.15	6.85	7.20	+0.35
25.00—29.00	1.60	1.35	-0.25	5.81	5.53	-0.28
30.00—49.99	2.74	2.32	-0.42	13.80	12.99	-0.81
50.00エーカー以上	1.53	1.07	-0.46	17.01	12.18	-4.83
全 体	100.00	100.00		100.00	100.00	
平均規模(エーカー)	—	—		7.53	6.65	

(出所) 1953/54年度については Govt. of India, NSS, 8th Round, No. 30: Report on Land Holdings (2), p. 43 (Table 2)。1959/60年度については Govt. of India, NSS, 16th Round, No. 113: Tables with Notes on Agricultural Holdings in Rural India, Delhi, 1967, p. 21 (Table 3)。

(引用) 浜口恒夫「インド農業における土地所有と経営の性格」(『アジア研究』, 1970年1月号), 60ページ。

の大規模農層に 30.7%強の耕地が集中し、一方、5エーカー未満層は家計で 62.96%を占めているにもかかわらず、その経営面積は 18.88%にすぎない。零細経営の一般化を示している。

(2)「耕作者に土地を」というスローガンは、けっきょく、上層農に土地を集めさせる結果になった。上層農に、「資本主義への道をはき清めさせる」ものであったといえよう(註11)。まさに、ラナディヴのいうように「金のあるものは土地を買い、金のないものは土地をとりあげられて、農業労働者になっていく」(註12)ことになる。ボワニ・センは、上限設定法の規定が、土地のない者に過剰地を分配するという当初の精神とはまったく反対の結果になったとのべ、保護法が裏目にて、地主のために、分益小作農を大量に追いたてる法的な武器となった、と記している(註13)。過剰地が、個人にはなく、パンチャーヤット(註14) (Panchayat)

に帰属することになる場合でも、また、協同組合に優先的に帰属する場合にも、これら組織を支配している者は地主、上層農であり、事実上かれらのために使用されているので、このことにたいする下層農の不満が高まりつつある。

ようするに、第1次土地改革により、便益を最もうけたのは、上層農であった。

(3)最下層をなす、農業労働者は、土地改革によって「なんの恩恵にも浴しなかった」ばかりか、「むしろその経済的条件は悪化した」のである(註15)。こうして一方の極には、大量の農業労働者群が用意された。

(4)ともあれ、第1次土地改革は、インド上層農に、本格的な農業経営者に転化する制度的な契機を与えた。これは富農層形成への必要条件の一つそろったということである。土地改革と並行して行なわれた一部の地税の引下げ(註16)、補償金の引

上げ、村落共同体開発計画、農業関連投資の漸次的増大^(注17)などをまっけて、富農層形成への十分条件がしだいに整ってくるのをみるのである。次にそれらを検討しよう。

(注1) 第1次、第2次5カ年計画中における農業および農業関連部門に対する総投資額が、それぞれ、37億2000万ルピー、56億5000万ルピーにすぎなかったことを思えば、この補償額の大きさが明らかになろう。

(注2) Government of India, Planning Commission, *The Third Five Year Plan*.

(注3) Baljit Singh & Shridhar Misra, *A Study of Land Reform in Uttar Pradesh* (Calcutta, 1964).

P. T. George, "Comparative Review of Five Land Reform Studies," *Indian Journal of Agricultural Economics* (July-Sept. 1968), pp. 42~43 より引用。

ウタタル・プラデーシュ州、旧中間介入者のサンプル調査による平均受取補償金、更生援助資金の使われ方

平均受取額 (Rs. 54373)	生産投資	水統的な改良.....11.01%	17.58%	}	67.25%
		社牛、乳牛購入... 6.20%			
		家屋建築 借金返済.....2.94%			
	非生産投資	結婚.....26.42%	64.31%	}	
		消費.....18.29%			
		その他.....19.60%			
	現金保持.....15.17%				

(注4) こういう事実を示すいくつかの村調査を示す。

Roy, Nakhtra Kumar, *Studies in Rural Change, Village Binanoi, West Bengal, 1957-62*, Agro-Economic Research Centre, Vishva-Bharati, Santiniketan. (mimeographed)

Bandopadhyaya, Nripen and Pal, Sasanka Shekhar, *Studies in Rural Change, Mahisgot, West Bengal, Report on Resurvey of a Village, 1957-62*, Agro-Economic Research Centre, Vishva-Bharati, Santiniketan. (mimeographed)

Chakravorty, S. K. and Pal, S.S., *Studies in Rural Change, Nachangacha, West Bengal, A Report on Resurvey of a Village, 1956-62*, Agro-Economic Research Centre, Vishva-Bharati, Santiniketan. (mimeographed)

Patnaik, Gopinath, *Studies in Rural Change, Telibandh, Orissa, 1957-62, A Report on Resurvey of a Village*, Agro-Economic Research Centre, Vishva-Bharati, Santiniketan. (mimeographed)

Yeshwanth, T. S., *Resurvey of A Tanjore Village, Madigai*, Agricultural Economics Research Centre, University of Madras, 1966. (mimeographed)

これらの村落調査は、政府によるインフラストラクチャー整備と、農産物価格の上昇が、いわゆる「自耕作」のための土地取上げの進行に導いた点を指摘している。ただ、地主による積極的な生産参加が一般化するのには、1960年代後半までまたねばならなかったと思われる。

なお、以上の論文は Dharm Narain and P. C. Joshi, "Magnitude of Agricultural Tenancy," *Economic and Political Weekly*, Vol. 4, No. 39 (September 27, 1969) にも引用されている。A-141—A-142.

(注5) Government of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan, A Draft Outline* (New Delhi, 1967), pp. 126~127.

(注6) Dharm Narain and P. C. Joshi, *op. cit.*

小作地面積は、1951年の統計で全耕地の43.2%であったが、1953/54年の国民抽出調査 (NSS 8th ラウンド) の結果では、20.34%。1954/55年には13.63%、1960/61年には11.68%にまで減少している。インドの農村社会経済構造の現状よりすれば、こうした公式統計には現われていない非公式、あるいは閻小作ともよべる小作関係が相当に存在することは推測に難くない。閻小作地面積をふくめた小作地面積の推定としては、K・N・ラージが総耕地の50%、S・C・グプタは36%と推定している。K. N. Raj, "Development and Economic Policy-1, Some Current Hypotheses," *Mainstream* (Oct. 10, 1964), pp. 11~12. S. C. Gupta, *India's Agrarian Structure; A Study in Its Evolution* (New Delhi, 1966), pp. 60~63.

(注7) Pranab Bardhan, "Trend in Land Relations; A Note," *Economic and Political Weekly* (Annual Number, January 1970), p. 261.

(注8) Government of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan, A Draft Outline*, pp. 126~127.

(注9) たとえば、A. I. C. C., *Economic Review*, 1960, Special Number, pp. 115~119 をみよ。

Government of India, Planning Commission, *Report of the Committee of the Panel on Land Reforms*, p. 105.

(注10) Grigory Kotovsky, *Agrarian Reforms*

in India, People's Publishing House (New Delhi, 1964), p. 105. なお, N. Prasad Rao [Congress Agrarian Reforms, pp. 17~18, as quoted by G. Kotovsky]によれば, パンジャブ州, マイソール州の上限設定は, 非常にあいまいに規定されており, このためにすべての地主の農場まで「効率的経営」のカテゴリーに含まれてしまうことがのべられている。

(注11) G. Kotovsky, *op. cit.* p. 147.

独立後最初の10年間のあいだに大部分の追いたてが行なわれたとしている。また, ハイデラバードでは, 1950年に小作法が制定されたが, ある調査によれば, この法の発効と同時に, 取りあげがはじまり, 法施行後3年もたたぬうちに, 小作地取りあげの大部分が完成されたという, 坂本徳松『現代インドの政治と社会』(法政大学出版局, 1969年), 249~250ページ。

(注12) B. T. Ranadive, "Landlords Affected, But No Land to Tillers, The Bombay Land Act," *New Age, Weekly* (September 4, 1955). 坂本徳松, 262~263ページ。

(注13) Bhowani Sen, "Struggle for Ceiling in West Bengal," *New Age, Vol. VIII, No. 7* (July 1959), p. 30.

(注14) Panchayat 農民の自治機関。独立前からあったが, 独立後くみかえられて, Panchayati Raj とよばれるようになった。そのねらいは, 5カ年計画への村民の積極的参加を誘導しようとするものであつ

た。しかし, 実際の運営は, のちほどみるように, 村内の地主・富農層の有力者に握られている。Panchayati Raj については, Sujan Chand Jain, *Community Development and Panchayati Raj in India* (Allied Publishers, 1967) を参照のこと。

(注15) 浜口恒夫「インド農業における土地所有と経営の性格」(『アジア研究』, 昭45年1月), 58ページ。その他多くの論文がある。

(注16) たとえば, ウッタル・プラデーシュ州のゼミーンダーリー廃止法で, 旧ゼミーンダール, シールおよびクドカーシットの土地の領有者, 一度に地租の10回分を納入した永小作人からなる「ブーミダール」(Bhumidar) は, 土地の所有権をえたほかに, 地租の2分の1の軽減などの特典をえた。また, カシミール州では, 1948年4月に, ゼミーンダーリー, ムアフィダーリー, その他の封建地的土地所有制が廃止されたが, これと同時に, ジャーギールダーリーその他の封建的土地所有者の旧エステートの地租, あらたに国家に支払われることになった旧地租の引下げをおこなった[A・M・メリニコフ『独立後のインドの農民運動(1947—1951)』(アジア経済研究所, 1969年), 33~34ページ]。

(注17) 5カ年計画の投資パターンの変化(とくに農業・農業関連部門および灌漑・治水投資の伸びをみよ)。

(単位: 1000万ルピー)

	第1次計画		第2次計画		第3次計画				第4次計画(案)			
	金額	%	金額	%	公共部門	民間部門	合計	%	公共部門	民間部門	合計	%
農業・農業関連部門	372	15.5	565	11.8	660	800	1,460	14.0	1,667	1,800	3,467	15.6
灌漑および治水	395	16.8	458	9.5	650	—	650	6.3	950	—	950	4.3
電力	266	11.3	440	9.2	1,012	50	1,062	10.2	2,085	50	2,135	9.6
村務工業小規模工業	179	7.6	891	18.6	150	275	425	4.1	184	500	684	3.1
製造業および鉱業					1,520	1,050	2,570	24.7	3,055	2,150	5,205	23.4
運輸通信	556	23.6	1,384	28.8	1,486	250	1,736	16.7	3,133	1,010	4,143	18.6
社会サービス等	547	23.2	946	19.7	622	1,075	1,697	16.3	1,178	2,730	3,908	17.5
在庫(その他)	41	1.7	116	2.4	200	600	800	7.7	—	1,760	1,760	7.9
合計	2,356	100.0	4,800	100.0	6,300	4,100	10,400	100.0	12,252	10,000	22,252	100.0

(出所) インド政府, 第1次, 第2次, 第3次5カ年計画, 第4次計画案。

III 新農業政策の展開

1. 独立インドの農業政策の主眼は農産物の増産, なかなく食糧自給の早急な実現にあった。

このため, 政府は未耕地の開拓に重点をおき, 第1次, 第2次, 第3次計画期間の農業生産の伸

びは, その50%近くが耕地拡大によるといわれる。しかしこの期間の1エーカー当たり生産の伸び率は年間1.8%を越えなかった(注1)。

第2次5カ年計画末期より政策に大きな変化が現われ始める。この変化はインドの外貨危機, 食糧難を含めた一般的経済危機の深化の中で, 1962

年の第3次総選挙を控え、国民会議派は、ともかく食糧増産という一つの成果をあげる必要にせまられ、その任務を上層農家に託したことに符合する。上層農は第1次、第2次5カ年計画の農業投資・インフラストラクチャーの整備の中で最も便益をうけて成長し、前章でみたごとく、土地改革（とくに中間介在者制度の廃止、小作法の改正）でその地位を法的にも固め、また1954年に設立される村落自治組織（パンチャーヤッティ・ラージ）に参加してその指導的立場を確立していった^(注2)。

しかし、土地保有の上限設定では、じぶんらの「自耕地」の保有規模まで制限をうけるので、その法の適用がたいへんな桎梏として写った。そこで上層農は、国民会議派州政府に働きかけ、農業生産のいっそうの上昇のため、現在の土地保有者に脅威となるような土地改革はこれで中止し、かわりに生産上昇のための諸要素の集約的投入が必要である、というイデオロギー操作を推進した^(注3)。これは、土地保有の上限設定と協同耕作を決議した1959年国民会議派ナグプール大会決議に怒って脱党し、スワタントラ党をつくったN・G・ランガらによっても推進された^(注4)。

2. 一方アメリカがインドの経済危機に際して積極的援助にのりだすのもこの時期からであるが、フォード財団チームは1959年4月に「インドの食糧危機とその対策」というレポートを出し、^(注5)これに続いて同年11月に「食糧増産のための10ポイント・プログラム提案」^(注6)を出してインド政府に対し食糧政策の全面的改正を勧告した。インド政府はこの勧告をほぼそのまま（除、価格政策）承認し、集約的農業開発地区計画（Intensive Agricultural District Programme, IADP と略す）を1960年から開始した。アメリカはこの計画に資金、技術者、資材等の援助をおこないインド政府食糧・

農業省と密接な関係に入った。

IADP に当初7地区が選ばれその後8地区の追加がおこなわれた^(注7)。IADP は別名“Package Programme”とよばれるように、新品種をはじめ化学肥料、農業、灌漑用設備、必要な金融、指導員等を一括して投入するために、非IADP地区と比べて格段の優遇措置が与えられた。その成果を、IADPの第3次報告にみると、Package Programmeを導入した初期（1961/62～1964/65）は軒並みにどの地区でも単位面積当たりの収量が飛躍的に上昇しているが、古い地主・小作関係を残している地区では、1965/66年、1966/67年としいだいに生産高は減少するか停滞するかしていることが判明した^(注8)。このうち、ウエスト・ゴダヴァリ地区とタンジョール地区、アレッピー地区、パルガート地区をわたくしは1970年初めに訪問したが関係当局は、農業生産と地主・小作関係の問題にふれられることを好まず、もっぱら生産技術面の説明だけをすることが多かった。しかし村民に直接聴いたかぎりでは、地主・小作関係が融資をうけるにも、また農村普及員（V. L. W）を通ずる耕作計画作成の際にも事実上、大きな障害になっていることが判明した^(注9)。

3. 1964年に農業生産会議（Agricultural Production Board）の決定で、全国117地区（全耕地の約4分の1）にIAAP（Intensive Agricultural Area Programme）が設けられた^(注10)。これはIADPのパターンになって、主としてインド政府独自のイニシアティブで集約的農業地域の開発をしようというもので、非IADP地区からの冷遇不満の声にもこたえようとするものであった。

このIADP地区選定についても、IADP地区選定と同様にかんがりの政治的決定がなされたという。今回訪問したハリヤナ州のカルナル地区、

アーンドラ州のクリシュナ地区、タミールナド州のティルチラーパリ地区の農業担当官からは、IADP 地区と比べてじぶんらの地区がなにかと冷遇されているとの苦情を聞いた。1965年にインド政府は「農業生産計画の新方向」と題する農業開発「新戦略」を発表した^(註11)。これは1966年以降の農業政策の中心になる多収量品種普及と多毛作化を政策の中軸にすえたものである。

4. 多収量品種導入を中心とする農政は、食糧生産増加の課題にこたえる最もたやすく早いみちであると考えられた。こうして1966年ごろから本格化した多収量品種を中心とする一連の経営・技術体系は、当然に栽培技術（労働対象——多収量品種、灌漑施設、化学肥料および農薬の増投）ならびに労働技術（労働手段——改良農具、農業機械、役畜、土地改良設備）ならびに労働力（安い農業労働力、栽培技術教育・普及）の改善を必要とした。これは生産面の問題であるが、この他に金融面の改善としては、農業信用機構の拡充・整備（たとえば農業融資公社、作物融資制度の設定、商業銀行の一部国有化など）、流通面では、公営の倉庫公社の設置、道路網の拡張などがおこなわれた。その他の制度面では、各種の補助金の拡張がおこなわれるとともに、価格政策についても、生産者（大規模の生産者）に有利な価格がきめられた^(註12)。また外国援助面も無視しえない。

5. 先述のアメリカの USAID および Ford 財団からも資金、技術者の提供など積極的な援助をうけ、また農林省の主要なポストにアメリカ人の顧問も入りこんだ。また、日本（技術普及とデモンストレーション）や西独等の援助もなされた。なかんずく重要な点は、集約的農業開発の目的に合わせて地区 (District) レベルの農業担当官の数を増加させ、これまで各省ごとにまちまであった農業開

発事業を地方長官 (District Collector) の下に統轄させたことであった。農業開発を含めた村落共同体内の重要事項を決定するいわゆるパンチャーヤティ・ラージ制度（下から Village Panchayat, Panchayat Samithi, Zila Parishad の三段階）の権限がかなり強大でありしかもその決定がしばしば政治的になされすぎることが各地で問題を起こしているようだった^(註13)（ただし、訪問した Kerala 州 Alleppy 地区にはパンチャーヤティ・ラージはなかった）パンチャーヤティ・ラージでの決定がかなり政治的になるべき理由は、その構成メンバー、なかんずく議長の所属政党（アーンドラ州の場合、Zila Parishad 議長の全員、Panchayat Samithi 議長の 92.65%、村レベルの Sarpanchas の 82.39% がインド国民会議派議員、しかもほとんどが上層カースト者）がかたよっていることがあげられ、かれらは村内では広大な土地と権益をもつボスの存在であることもあわせて考慮されねばならない^(註14)。

（注1） “The Small Farmers should be the Strategy Base,” *Yojana* (December 8, 1968), p. 3.

（注2） たとえば、“Political Face of Panchayat Raj,” *Mainstream* (May 9, 1970) をみよ。

（注3） インドの農業革命の父とよばれる前農相の C・スブラマニウムは、こうした考え方の有力な支持者であった。古賀正則「インド」（衛藤濤吉編『アジア現代史』、256～271ページ）参照。この考え方は、第II章でみた、A・M・メリニコフの分類でいえば、第2の農業綱領の考え方に近い。

Government of India, *Reorientation of Programmes of Agricultural Production* (Delhi, 1965); -do-, *Approach to Agricultural Development in the Fourth Five Year Plan* (Delhi, 1966) を参照。

（注4） N・G・ランガは、1930年代のインド農民運動の華々しいリーダーであった。^{キロンキパー}農民組合の議長も歴任している。かれは、アーンドラ州グントウル地区の富裕な土地保有家族の出身といわれ、富農および中農層を代弁し、それを中心とした農業のあり方を追求してきた。かれは、土地の再分配と、土地保有の上限設

定には、一貫して反対してきたといわれる。G. S. Bhargava, *A Study of Communist Movement in Andhra* (1955), p. 5.

(注5) The Agrarian Production Team of the Ford Foundation, *India's Food Crisis and Steps to Meet It* (New Delhi, April 1959).

(注6) The Ford Foundation, *Suggestions for Ten Point Programme to Increase Food Production* (New Delhi, Nov. 1959). この報告の簡単な要約は、Ministry of Food, Agriculture, Community Development & Cooperation, *Modernising Indian Agriculture, Report on the Intensive Agricultural District Programme (1960-68)*, Vol. I, pp. 2~4 を参照。

(注7) IADP の評価は、上述の報告書のほかに、3回にわたって全国のIADP関係報告書がだされている。

(注8) *The Third Report of the Intensive Agricultural District Programme*, pp. 65~66,

(注9) Wolf Ladejinsky, *A Study on Tenurial Conditions in Package Districts*, Government of India, Planning Commission (New Delhi, 1965) を参照。

(注10) IAAP 地区の範囲については、1965年10月現在で、全国325地区中、114地区に設けられたという記事もみられる。たとえば前出、Francine Frankel 論文 (Nov. 29, 1969), 9 ページ。

(注11) 前出、注3をみよ。さらに、*Fourth Five Year Plan 1969-74 Draft*, Planning Commission, Government of India (New Delhi, 1969) を参照。

(注12) 農民の価格に対する反応については、A. M. Khusro, "Agricultural Revolution and the Price Mechanism," *Indian Journal of Agricultural Economics* (Jan. March 1969); "Dilemma about Food Prices," *Capital* (April 2, 1970) などを参照。

(注13) 前出、*Modernising Indian Agriculture* の中でも、この点が指摘されている。29ページ。

(注14) "Andhra Pradesh, Political Face of Panchayat Raj," *Mainstream* (May 9, 1970), pp. 10~12, 25.

IV 新戦略と農村構造へのインパクト

さて以上で、「新戦略」の概要が明らかになったわけであるが、この政策の展開は、農民および農村構造にいかなる影響を与えつつあるであろうか。

まず生産面だけについてみると、(1)生産の伸びと単位当たり純益の増加、(2)「経済的保有規模」下限の低下、(3)農業への投資増加がみられた。

(1)についてはさらに(i)単位面積当たりの生産性向上^(注1)。(ii)成育期間の短日化および肥料による土地の肥沃化で多毛作が可能になり^(注2)、(iii)コスト増にみあう純益の増加がみられた^(注3)。

(2)については、経済的に自立可能な最低限保有規模は、1950年代に全国平均で10~15エーカーであった(これに該当する土地保有農家は約10~20%)。これが新技術体系の採用で、灌漑地で3~5エーカーまで下がったところもでてきた。それだけ中農層上昇の可能性は生まれた^(注4)。

(3)については、多収量品種を中心とする新技術体系が投資の増大を必要としたが、これを支えたのは、なによりも純益の増加など再投資に有利な状況の出現である。農村における工業製品の購入は、トラクター、肥料、灌漑設備等の生産財のほかに一般消費財に至るまで急速に伸びている^(注5)。

2. 次に新政策が農民各階層に与えつつあるインパクトを概観すると次のようになる。

(i)不在地主層には、土地を手離す傾向がみられる(特に西ベンガル)^(注6)。

(ii)在村地主層の投資意欲を刺激し直接経営にはいる誘因をつくった。このため「自己耕作」名義で小作地の取上げ、機械の導入による分益小作農の追いたてなどが起こり、これに対する分益小作農・農業労働者側の反撃にあっているところもあ

る（西ベンガル、ケーララなど）。

(イ)大規模農は、新政策の最大の受益層である。近代農業経営への誘因が与えられ、かれらは、積極的投資に乗り出すとともに農産物生産の範囲を拡げ、2次、3次部門へも投資する余力をみせ、また、村のパンチャーヤット等の自治組織での発言力を強化し、農村行政機関との密着、州議会の影響力増加などもみられる。

(ロ)中規模農は、灌漑地では商品作物をくみこんだ作付転換（ココナツ、棉、サトウキビ）を行ないつつ、一部上昇傾向がみられる。

(ハ)小規模農は、投資増大の必要にみあう自己資金がなく、また担保設定能力もほとんどないから公的機関からの融資もなかなかうけられずに（注7）、大農層との経済的格差はいっそう増大する傾向にある。政府の価格支持政策の利益もうけられないのは、かれらが収穫後、ただちに米の窮迫販売をよぎなくされていることから明らかである（注8）。

(ニ)農業労働者層には、賃労働者としての純化傾向がみられる。つまり、土地なし農業労働者の増加、および、非農業賃労働、自分の土地からの収入の減少に対して純粋な農業生産での雇用によって得る収入の割合が増加してきた（注9）。

以上から新政策が農村の階層分解のテコとして、すでに動き出したことをみるのであるが、まだ短時日のことでもあり、時系列的な資料も、全インドにわたって入手できない状況にあるから断定的なことはさしひかえたい。

3. いずれにせよ、この段階までではっきりいえることは、新政策の受益層が、農村内では、土地保有規模の大きい層に集中してきたということである。とくに灌漑地においてである。改良種子供給計画の受益者割合をみると、大規模農が66%、中規模農が46%、小規模農が22%であった。

各種補助金（大型噴霧機、ポンプセット、肥料、農薬、耕地整理費等）はもっぱら大規模農層に活用されてきており（注10）、各種の融資、公営マーケット・倉庫施設、道路網建設にしても中・小農にくらべて明らかに大農に有利になっている。この結果、実質農業所得の伸び率をみても15エーカー以上層とそれ以下の層との間には大きな格差がみられ、大農ほど所得の伸び率が増加していると推定される。これは富農層の形成を考える際の重要な指標ともなる。

（注1） 主要食糧穀物の単位面積当たり平均収穫高
（単位：ha当たりkg）

年 度	米	小 麦	トウモロコシ	ジョウワール	バジラ
1950/51	668	663	547	353	288
55/56	874	708	704	387	302
60/61	1,013	851	926	553	286
61/62	1,028	890	957	440	323
62/63	931	793	992	529	361
63/64	1,033	730	995	501	349
64/65	1,073	913	1,009	543	380
65/66	869	824	999	430	316
66/67	863	887	964	511	365
67/68	1,032	1,103	1,123	545	405
68/69	1,076	1,168	998	523	315

（出所） 1966/67年度までは、Ministry of Food, Agriculture, Directorate of Economics and Statistics, *Area, Production and Yield of Principal Crops in India, 1949-50 to 1967-68* (New Delhi, 1968), pp. 4-7, Table-1. 1967/68, 1968/69年度は *Summary of the All-India Final Estimates of Foodgrain Crops, 1968-69*.

HYV導入後のヘクタール当たり収穫量の増大（収穫記録の上昇）

小麦	1967/68	11580kg
	1964/65	1408kg
米	1967/68	113898kg(IR-8) 12350(China 1039)
	1964/65	2056kg
トウモ	1967/68	9856kg
ロコシ	1964/65	1606kg
バジラ	1967/68	6927kg
	1964/65	725kg

（出所） 古賀正則「インド農業の新しい局面（I）」より引用。

（注2） 二毛作地面積の増加の指標としては以下のごとし。

1965/66年……1910万ヘクタール

1967/68……2200 "

1968/69……2810 "

（注3） ヘクタール当たり生産量，産出額，投入額

		生産量	産出額	投入額	純 益	投入・	
		作物・副産物	(Rs.)	(Rs.)	(Rs.)	産出比	
小 麦	メキシコ系	3,287	4,000	4,264.50	1,206.59	3,057.91	1: 3.53
	在米品種	1,112	2,108	1,560.48	803.22	757.26	1: 1.94
米	T・N-1	3,171	6,343	2,536.88	605.09	1,931.79	1: 4.19
	在米品種	661	1,978	545.20	259.24	285.96	1: 2.10
トウモ ロコシ	交配雑種	2,953	14,764	2,731.30	737.84	1,993.46	1: 3.70
	在米品種	913	3,734	815.44	480.55	334.89	1: 1.70

（出所） S. P. Dhondyal, "Cost and Effectiveness of Modern Technology of Farm Production and Farm Income," *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XXIII, No. 2, 1968, p. 59, Table 1.

(注4) A. M. Khusro, "Farm Size and Land Tenure in India," *Indian Economic Review* (Oct. 1962) 参照。

(注5) 古賀正則「インド農業の新しい局面(II)」, 82ページ。

(注6) 例証するものとして、たとえば、G. Parthasarathy, "Green Revolution and Cooperation-1," *Mainstream* (March 28, 1970), p. 15. をみよ。西ベンガル州24パルガナス地区で、わたくしは実地にこうした例を多くみた。

(注7) わたくしが、アーンドラプラデーシュ州できたところでは、中、小規模農民ではなかなか借りられず、協同組合銀行からの融資にも、2000ルピー借入につき計350ルピーのわいろを三者に渡すという。

(注8) 西ベンガルの農民の話では、収穫後入手したわずかばかりの米を売って、金を作らねばならず、その時は仲買人に安く買い叩かれるが、手持ち分がすぐ底をつき、今度は自分らが米を買う段になると、これまで米を買占めていた地主、商人らによって同じ米を、2~3倍で買われるという。

(注9) 次表の6項でみるように、収入源のうち、農業労賃部分が増加し、農業外からの収入の割合が減少している。これは、農業労働者として、純化していることを示す。

インド農業における土地所有と経営の性格
農業労働者の状況

	1950-51	1956-57
1. 農業労働者家計		
1) 全農村家計に占める比率(%)	30.4	24.5
2) 土地所有の有無(%)		
i) 土地所有家計	49.9	42.1
ii) 土地なし	50.1	57.9
2. 種類(%)		
1) 臨時雇	90.3	73.4
2) 常時雇	9.7	26.6
3. 就業日(男性のみ)		
1) 農業労働	189	194
2) 非農業労働	29	28
3) 自営	65	33
4) 失業	82	110
4. 資金支払い形態(%)		
1) 現金	56.0	48.7
2) 現物	31.3	40.5
3) 現金・現物	9.8	10.8
5. 家計当たり平均年間収入(ルピー)		
1) 臨時雇	442.0	418.0
2) 常時雇	489.0	492.0
3) 全体	447.0	437.5
6. 年間収入源泉(%)		
1) 農業労賃	64.2	73.0
2) 非農業労賃	11.9	8.0
3) 土地	13.4	6.9
4) その他	10.5	12.1
7. 負債		
1) 全農業労働者家計に占める負債家計(%)		
i) 臨時雇	43.8	62.6
ii) 常時雇	51.2	67.6
2) 負債家計当たりの負債額(ルピー)		
i) 臨時雇	100.0	137.0
ii) 常時雇	143.0	141.0

(出所) Govt. of India, Ministry of Labour, *Agricultural Labour Enquiry, 1950-51; Report on Intensive Survey of Agricultural Labour* (Delhi, 1955); *Agricultural Labour in India; Report on the Second Agricultural Labour Enquiry* (Delhi, 1960) より作成。

(引用) 浜口辰夫「インド農業における土地所有と経営の性格」, 67ページ。

(注10) 古賀正則「インド農業の新しい局面(I)」, 86~87ページ。西口章雄「インドの土地改革と最近の農業構造の変化」(『同志社商学』, 1970年7月), 44ページ。

V 二つの型の富農層

1. 土地改革の実施と「新農業戦略」のインパクトの中で、独立後のインドに形成されつつある二つの型の富農層を確認できる。

二つの型をわける主要な指標は、(1)労働力の存在形態、(2)経営形態、(3)技術体系、の三つにおいて、富農層形成の背景あるいは周辺状況にかかわる副次的指標として、(4)富農のオリジン、カースト、(5)土地制度、(6)保有地の性格、(7)農作物の商品化、(8)水管理、(9)信用協同組合の組織化率、(10)多収量品種の導入、(11)第2次、第3次部門への投資、(12)農村内争議の性格、(13)国民会議派の勢力、(14)地域的な分布、をおいた。この指標は、富農層の系譜と性格を分析し将来を展望するのに便利である。第5表は、上の指標にしたがって、二つの型を分類したものである。

2. こうした富農層の形成には、その力点のおきかたのちがいでによって二つの解釈が可能である。それは、富農層自体の力を評価するのか、政策の効果に力点をおくのかのちがいである。前者の場合には、富農がむしろ主導権をにぎり、政府を動かし、利益をその成長に積極的に導いた、と考える。政府の指導が成功したのは、タミルナード州のタンジョール地区だけだった、というような議論はこれに属する。

第5表 形成されつつある富農層の二つの型

類 型		I 型	II 型
指 標			
主要な指標	労働力の存在形態	分益小作農, 作男・年雇(下級カースト部族民)	臨時雇と若干の常雇労働者および家族労働力(監督等)
	経営形態	地主手作り経営の性格を留める粗放農業	より商業的農業経営, 集約農業
	技術体系(生産手段)	低い伝統的技術体系。木製鋤, 牛牽, 種ばらまき, 牛踏み脱穀, 風選等	比較的に進んだ技術体系。鉄製・改良鋤, 耕耘機, トラクター, 線状播, 脱穀機等
副次的(富農層形成の周辺状況)指標	富農のオリジン	旧大型(主に旧中間介在者層, 金貸地主)し, 商人を兼ねる者多い	大型自作・自小作農(パキスタンからの難民も多い)
	富農のカースト	高カースト {UP州東部ならブラーマン, ラージプート, プーミハール, WB州ならカヤースタ等}	中カースト {UP州西部ならジャート} スト {WB州ならサドゴッペ等}
	土地制	旧ザミンダーリー, ジャギルダーリー, イナムダーリー地に多い	ライヤトワリー地に多い
	保有地の性格	自留地, 自耕作地, 小作農から取上げた土地, 不法に占拠した政府地	自耕作地, 新開墾地, 借入地, 難民割当て地
	農作物の商品化	食糧の買占め倉庫貯蔵, 端境期に売る。商品作物はジュート, 砂糖きび位	食糧については左に同じ, 但しかなりの規模の組織的マーケット網をもつ。商品作物はタバコ, 綿花, 野菜類のほかには小麦, 米を含む
	水管	雨水, 洪水, 溜池, 単純井戸	人口灌漑, 掘抜井戸
	信用協同組合	組織化率低い	組織化率比較的高い
	多収量品種の導入	部分的	全面的, 農民も意欲的
	富農の第2次, 第3次部門への投資	殆んどみられない, 一部商業などに	運送業・農村内工業へ(綿くり, タバコ工場, 加工工場)
	農村内争議の性格	土地分配要求, 追立て反対, 農業機械導入反対	耕作権の獲得, 土地購入権行使要求, 労賃の引き上げ要求
国民会議派の勢力	比較的に弱い	比較的に強い	
比較的に多くみられる地域	西ベンガル, ビハール, オリッサ, アッサム, マディア・プラデーシ, ウッタラプラデーシ東部, ラージャスターン, ヒマチャルプラデーシ 〔ケーララ, マハーラーシュトラ, グジャラート, マイソール〕	パンジャブ, ハリヤナ, ウッタラ・プラデーシ西部, アーンドラ・プラデーシ海岸沿い地区, ナミルナード・タンジョール地区西部 (中間よりII型寄り)	

これに対して、政策の効果に力点をおく観点にたつ場合にも、さらに二つの解釈が可能である。その第1は、政府が、積極的に富農層を「創設」した、とする解釈である。「創設」の意図は、富農を中核とする生産力基盤の創出と、農村掌握のための政治的支柱の構築にあった、と解釈する。これは先述のA・M・メリニコフの分類による第

Iおよび第2の農業綱領の考え方が貫徹されたとみる立場である。これに対して、政府は、本来は「耕作者に土地を」というクマラッパ報告やその後の5カ年計画の中でも公言した考えにそって、土地改革と農業生産のための政策を進めたのだが地主・上層農の圧力のために、けっきょくは意図に反して現在みるような富農層が形成された、と

いう解釈である。いずれの解釈が妥当であるかについては、第2章でみたように、国民会議派の階級基盤と、その内部矛盾を考慮に入れ、各州における複雑な、政治・経済過程のち密な実証なしには断定できない。断片的な資料にもとづき、個々のケースにあたってみると、上のいずれの解釈も全く否定しきすることはできない。これは、今後の研究の課題としたい。

3. 議論をもとにもどすと、政府の農業政策がある程度の成功をみせた背景には、政策にこたえた富農層自体の成長過程を歴史的にたどる必要もあるのである。

I型の手作り地主型富農の場合、土地改革を一つの契機とし、政府の農業投資、補助政策等に刺激されて成長してきたものであるのに対し、II型の場合は、19世紀末頃から、資本主義の諸力がかなり浸透していた地域で、上層自作、自小作農を中心として、それらがしだいに商品作物の生産にのりだすとともに、経営規模を拡大し(耕地の購入、借地、抵当差押え)、農業労働者を雇い、資本主義的経営にはいりつつあった。また、1930年代以降の国民会議派の運動の重要な支柱となった。かれらは、イギリスの植民地支配の支柱であるザミーンダールとはとうぜん敵対関係にたったが、1930年代はすでに、経済的ヘゲモニーは上層農に移っていた。政治的ヘゲモニーをザミーンダール層から奪ったのは、1937年の選挙での勝利だった。インドが独立すると、かれらの多くが、政府の農業政策や、村落開発計画の直接的推進者として選ばれ、積極的な役割を果たすことになったのである。あるいみでは、富農層「創設」政策の推進者であり受益者になったわけである。こうみえてくると、先述の土地改革において、ザミーンダーリー制廃止や小作保護法が、上層農にのみ有利に展開され、土

地保有上限設定法が骨抜きに終わったこと、さらに、農業生産の「新戦略」が、上層農に有利に結果してきたことが、理解されるのではなかろうか。

VI 新たな農村内緊張

1. 「新戦略」は、農村諸階層間の関係にどのような影響をあたえつつあるだろうか。

結論から先にいえば、「新戦略」は食糧穀物生産の面で一応の成果をあげてきたことは疑いないが、同時に、「新戦略」にのりうる層と、それから遠ざけられている層との間の階層間、地域間、作物別間の格差をもたらしつつある^(註1)。これが、新しい農村内緊張の重要な一因である。

2. 富農層形成との関係だけにしぼって、農村内緊張の発現形態をみると、次のようになる。

第I型の場合、緊張関係は、手作り地主型富農対分益小作・農業労働者の間に存在し、その現われ方は、「エンクロージャー」や追いたてへの反対、農業機械の導入反対、それに政府地の公正な分配要求という形で、土地の実力占拠や実力収穫を含むかなり激しい争議として現出している。これは1967年頃から、西ベンガル、ケーララ、タミルナード(特にタンジョール地区東部)、ビハール、オリッサなどの諸州におこっている。多収量品種の収益性の高まりが広くしれわたると、手作り地主型富農の中には、II型の富農なみの収益を独占することをねらって、灌漑施設や肥料などへの投資を増加し、分益小作のあるところでは、生産費の自己分担率を増やして、しだいに、分益小作農や農業労働者を追いたてつつある。地主や富農層の中には、いわゆる「稲栽培者協会」「耕作者組合」などを結成し、下からの諸要求に反撃する構えをしめしている。暴力団、警官、政府役人も動員する力をかれらはもっている^(註2)。

第Ⅱ型の場合、緊張関係は、資本主義型経営の富農対農業労働者の間に存在し、その現われ方は、田植えや、収穫時の労働力需要のピーク時に、賃上げ要求、年間雇用機会の保障要求、住居である掘立て小屋の敷地への永住権要求という形で現出し、その際、ストライキを含む集団交渉的形態をとることも多い。

現在までのところ、ケーララ、タミルナード、の諸州に多くみられるが、いわゆる「緑の革命」の盛んなパンジャブ、ハリヤナ、ウッタル・プラデーシの諸州にも、この緊張のきざしがみられぬでもない(注3)。

3. 同地域内に、Ⅰ型とⅡ型の富農が併存し、その間の矛盾、対立のケースもないわけではない。政治的にみれば、Ⅰ型の富農には、スワタントラ党、ジャンサン党などの右翼政党の支持者や、分裂後の国民会議派のいわゆる右派の支持者が多いが、Ⅱ型の富農の中には、一部、国民会議派のいわゆるインディラ・ガンジー派の支持者、また人民社会党、統一社会党などの支持者もかなりいるようである(注4)。しかし、これは相対的なちがいで、分益小作農や、農業労働者側からの攻勢に対しては、反応に若干のちがいはあっても、同じ階級的利害にたつて一致した行動をとることが多いようである。

4. 全体からみて、現在、インド農村にみる主要な矛盾、対立の側面は、1950年代までの、地主対小作という関係から、次第に、地主・富農対分益小作・農業労働者の関係に移りつつあるように思われる(注5)。

(注1) 吉賀正則「インド農業の新しい局面」(Ⅰ)および(Ⅱ)(『アジア経済』、1970年6月、7月号)。

Government of India, Ministry of Home Affairs, *The Causes and Nature of Current Agrarian Tension* (New Delhi, 1969).

Francine Frankel, "Agrarian Modernization and Social Change," *Mainstream*, Nov. 29, 1969.

Wolf Ladejinsky, "Ironies of India's Green Revolution," *Foreign Affairs* (July 1970), pp. 758~768.

"How Green is Green?" *Link* (January 18, 1970), pp. 11~13.

Harald Munthe-Kaas, "Green and Red Revolutions," *Far Eastern Economic Review* (March 19, 1970), pp. 21~24.

Wolf Ladejinsky, "Green Revolution in Bihar, The-Kosi Area: A Field Trip," *Economic and Political Weekly* (Sept. 27, 1969), pp. 147~162.

(注2) 1968年12月25日、タミルナード州、タンジョール地区キルヴェンマニ村で、42人のハリジャンの農業労働者と家族が殺傷された。これは、「稲作栽培者協会」の会長ナイドゥの指導下に、賃上げ要求でたたかう農業労働者を襲撃したものであった。

(注3) 1970年8月9日から、右派共産党、統一社会党、人民社会党の指導下に全国で、土地奪還闘争が約1週間おこなわれた。パンジャブ州では、319名の土地占拠者がたい捕された。ハリヤナ州では84人がたい捕されたといわれる。しかしこの闘争は象徴的な性格のものである。

(注4) 筆者の直接インタビューによる。しかし全体的なことは、まだいえない。

(注5) C. H. Hanumantha Rao, "Green Revolution and Income Disparities," *Citizen and Weekend Review*, 1970.

VII 展望——結びにかえて——

1. 最後に富農層形成の将来を展望してこの稿を閉じたい。

富農層の形成は、確かに認めうるのであるが、これを量的に確定することは資料も不足しておりむずかしい。

富農層の概念を雇用労働力、資本の有機的構成の高さ、土地保有規模の大きさ等を指標として設定したのであるが、公式統計上使いうる資料というのはごく断片的である。

これをもとにして仮にどうしても現時点における富農層形成の度合いをいうことになるとするならば、わたくしは、土地保有規模25エーカー以上層のラインで分けて、家計数にしてインド農家数の4%以内、耕地にして36%以上であろうと答えるしかないのである。

2. 富農層の将来について考える際、たとえば富農層形成を強力に支えてきた直接、間接的な政府援助・補助(含、地租を低く抑えておく)等が一度に取り去られてもなお、労働者を雇用し、資本の有機的構成を高め、耕地拡大、技術革新等により拡大再生産を続けていけるかどうか分かれ目になるろう。

3. 現に、今、仮定したような条件がしだいに生まれつつあるのである。しかも単に経済的条件だけでなく、より大きな政治的・社会的条件がこれに加わりつつある。

たとえば、農業労働者の組織化が進み、階級的意識や人権意識(不可触賤民という蔑みに反撥を加える如き)のもり上がりもみられ、運動もしだいに地主・富農層に鋭くせまりつつある。

したがって分益小作農らの追い立てによる耕地拡大や農業機械の導入も前よりいっそう困難になってきている。

4. ということは、これまでにすでに相当程度の耕地拡大や農業機械導入をやり終え、雇用労働制も定着化してきたII型の富農層に比べて、I型の富農は明らかに不利な立場にたち、事実、強力な政権の支持がない限り行き詰っている。

西ベンガルなどその好例で、一部富農ジョテダールは都市へ逃げだし、左派統一政権が倒れると、警官および暴力団の援護下に村に戻っている。この意味するところは、政府による強力な支持(上からの富農層創設政策を至上命令として推進するような)

の有無がI型富農層の形成・発展を左右するということである。

II型の富農層については、政治的、社会的条件がこれまでのところ脅威となるほどの力でおおいかぶさってはきていない。この緊張は潜在的に存在し、一度ならず現われるであろうことを否定するものではない。

「緑の革命」による一時的な労賃の値上がり、地域の相対的人口圧力の低さ、代替的就業機会の存在、などが矛盾を先にのぼしているだけのことである。「下からの」土地改革要求も高まりつつある。

5. 経済的面からみて不利になりつつある条件としては次のようなものがある。

何よりも労賃の値上がり、政府補助金の縮小傾向、食糧生産の価格支持政策変更の動き、これまで低く固定されてきた地税・農業所得税、水利税等の引上げの動き、地価の値上がりによる耕地拡大、および土地借入れのいっそうの困難の追加などである。

6. しかし上の条件は同様に中・小規模農にもかぶさってきている。大規模農である富農はすでに拡大再生産を継続する基盤を整備し終わったところであるから、政府の政策変更によってうけるインパクトは、これから成長しようと努める中・小規模農と異なるし、その抵抗力ははるかに強い。

むしろ、自由主義的政策がとられると、いちばん利益をうるのは実力のある大富農層であるといわねばならない。

中・小農は脱落せざるをえなくなるかもしれない。インディラ・ガンジーのひきいる現政権は小農開発援助機関の構想をうちあげるなど小農政策を最近になって取りあげてはいるが^(註1)、今回の調査中、各州政府できいたかぎりでは、まだ予算

議会向けの作文程度のもので、その実現への熱意は疑わしい。

“A Lonely Furrow”の著者 Kusum Nair によれば、多収量品種の導入が確実に利潤をもたらすことが明らかになるにつれて商業的農業生産者がますます土地を購入し、生産を増加する。その結果、総需要は現在の10分の1の農民で充たされ、10分の9が不要となる、というのである。いくつかの留保なしにはにわかに賛成できないが、今後のインド農村構造を動かすベクトルの一つの方向を示していると思われる。

ただ現状では、独立後推進されてきた富農層創設・育成政策に一時的に「待った!」がかかったということであり、今後、富農層がどうなるかは、第5次総選挙(1972年)前後から形成されてくる国内の諸階級・階層の勢力再編と国際的諸要因との関係で把握せねばならないであろう。

(注1) インド連邦政府計画委員会の B. Venkatappiah を中心に作られた小農援助計画である。これによると、ある一定以上の規模をもつ小農で、あとわずかの政府援助により「経済的になりたちうる」(economically viable) ものを援助することになっている。全国に、小農保護のための出先機関を設け、金融その他の援助を供与する。中央で “Small Farmers’ Development Agency” とよばれる役所が統轄することになっている。

あ と が き

本稿は昭和44年度インド総合研究会における研究成果の一部であり、昭和45年初めに行なった現地調査の報告を基調にしている。

本稿作成にあたり、古賀正則氏、梶田勝氏をはじめ研究所の同僚諸兄から、初稿への有益なコメントや助言をいただいた。深謝致します。しかし、能力と時間の不足で、それらを十分に生かせず、

とくに後半の部分は、前半の権力基盤との関係で、富農層の形成を実証的に説明できたと思えない。また、本稿作成にあたって、本稿に明記した引用文献以外に多くの資料に拠ったが、いちいちその出所を明らかにするゆとりがなかった点、読者にお詫びしたい。インド政府計画委員会の Shri Krishan Kumar Gulati から、資料の面でもたいへんお世話になった。深く感謝致します。

(調査研究部)